平成２４年（フ）第５２９号
千葉県船橋市大穴北２丁目６番２棟214号
債務者　浅井　丈敏
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５４６号
千葉県船橋市海神５丁目14番５号ロイヤルパーム203、住民票上の住所千葉県船橋市本町２丁目５番19―305号
債務者　針生　　玲
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５５０号
千葉市若葉区中野町707番地
債務者　初芝誠一郎
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８４８号
名古屋市名東区一社４丁目209番地　ハイツアルン101号
債務者　下川　裕美
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６９０号
大阪府八尾市教興寺５丁目193番地　メゾン一番館106号
債務者　新谷満里子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０９７号
大阪府寝屋川市高倉１丁目25番７号、前住所大阪府寝屋川市河北西町９番２号
債務者　杉野森孝治
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３２４号
大阪市平野区加美鞍作２丁目17番24号
債務者　川井　卓雄
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４８０号
大阪市旭区新森５丁目３番24号　シティハイツ新森103号、前住所奈良県北葛城郡広陵町大字的場128番地21
債務者　中嶋　　明
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４９９号
大阪市都島区都島中通３―５―17　ロハスコート京橋205号室、住民票上の住所大阪市北区天神橋６丁目１番19―206号
債務者　森岡　千恵
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５０５号
大阪府守口市京阪本通２丁目８番２―202号
債務者　谷口　靖雄
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５７７号
大阪府八尾市青山町３丁目２番12―205号
債務者　竹本　正育
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６２２号
大阪市北区長柄中１丁目５番16号　グランドール有本402号室
債務者　森　みずほ
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６５０号
大阪市生野区巽南２丁目６番12号
債務者　綿井　聖二
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７５２号
大阪府八尾市安中町２丁目１番14号、前住所大阪府八尾市末広町２丁目３番13号　南口マンション
債務者　小原　武久
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８０９号
大阪市北区中津７丁目２番９号
債務者　中村　公子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８２１号
大阪府高槻市春日町21番１号　メゾンアムール103
債務者　吉田　由美（旧姓水谷）
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部